**●　指定後の届出事項**

生活保護法指定介護機関となった後は、下記の「届出事項一覧」の事由が生じた場合、事由が発生した日から

１０日以内に、指定申請と同様、越谷市役所生活福祉課へ届出をしてください。（※郵送可）

　届出用紙は生活福祉課に備えてありますが、**越谷市ホームページからもダウンロードが可能です。**

**(越谷市ホームページアドレス：http：//www.city.koshigaya.saitama.jp/→分野別情報「くらし・市政」→「福祉・保健医療」　→「社会福祉・生活支援」→「社会福祉」）**

**【 届出事項一覧 】**

|  |  |
| --- | --- |
| 届　出　を　要　す　る　場　合 | 届出書類 |
| ①　介護機関(主たる事務所)の名称(医療機関の規模変更含む)に変更があったとき | 変更届出書 |
| ②　介護機関(事業を行う事業所)の名称(医療機関の規模変更含む)に変更があったとき |
| ③　介護機関(主たる事務所)の所在地(住居表示、地番整理等による変更も含む)に変更があったとき |
| ④　介護機関(事業を行う事業所)の所在地(住居表示、地番整理等による変更も含む)に変更があったとき |
| ⑤　介護機関の開設者の氏名、生年月日、住所及び職名又は名称に変更があったとき |
| ⑥　介護機関の管理者の氏名、生年月日及び住所に変更があったとき |
| * 他市町村へ所在地変更の場合は、変更前の所在地を所管する福祉事務所に変更届書を提出する(指定する者が変更(知事⇔市長)となる場合は「廃止届書」)。 |
| ⑦　介護機関を休止したとき | 休止届出書 |
| ⑧　休止していた介護機関を再開したとき | 再開届出書 |
| ⑨　介護機関の開設者を変更(交代、個人⇔法人等)したとき  (吸収、対等合併による法人の消滅を含む。また、有限会社⇔株式会社の場合で単なる組織変更の場合は、法人格が同一のため廃止届書は不要) | 廃止届出書 |
| ⑩　介護機関の開設者(個人)が死亡したとき又は失踪宣告を受けたとき |
| ⑪　介護機関を廃止したとき |
| ⑫　指定されているサービスの一部を廃止したとき  (この場合、廃止の理由欄に廃止するサービスの種類を併せて記載) |
| ⑬　介護機関の移転により、介護保険事業所番号に変更があったとき  (医療機関(訪問看護ステーションも含む)の移転に伴う介護保険事業所番号の変更の際も、指定介護機関の廃止届出書の提出が必要) |
| ⑭　介護機関の移転により、指定する者(知事・市長)に変更があったとき  (知事[さいたま市・川越市・越谷市以外]⇔市長[さいたま市⇔川越市⇔越谷市]) |
| ⑮　生活保護法施行規則第14条第3項に規定する処分を受けたとき | 処分届出書 |
| ⑯　生活保護法による指定を辞退しようとするとき　（30日以上の予告期間が必要） | 辞退届出書 |

**●　指定の更新について**

介護保険法では６年ごとに更新申請が必要となるが、生活保護法においては、更新制度はありません。

このため、介護保険法に基づく更新がなされなかった場合には生活保護法において指定基準を満たさない

ことになるので、辞退届又は廃止届を提出していただくこととなります。

【問合わせ先】　〒343-8501　越谷市越ヶ谷4-2-1

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　越谷市役所　生活福祉課

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　電話　048-963-9162